

浪江町（避難指示解除準備区域）の不動産（自宅土地建物）について、自宅の位置、付近の放射線量、周辺施設の状況、申立人らの生活状況、水道の復旧状況等を考慮して全損と評価し、平成10年の購入時価格（造成費用として申立人らが支払った額を含む。）を土地の事故前価値として、財物損害が賠償された事例。

和解契約書(一部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下、申立人兩名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、申立人らと被申立人との間に争いがない下記の損害項目について、一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

ア 別紙物件目録記載1の土地に係る財物損害

イ 別紙物件目録記載2の建物に係る財物損害

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、1項記載の各損害項目についての和解金として、合計金2728万8156円の支払義務があることを認める。

内訳

ア 別紙物件目録記載1の土地に係る財物損害 金620万7125円

イ 別紙物件目録記載2の建物に係る財物損害 金2108万1031円

3 支払方法

（省略）

4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続における協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月30日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 鈴江辰男）

浪江町（避難指示解除準備区域）の不動産（自宅土地建物）について、自宅の位置、付近の放射線量、周辺施設の状況、申立人らの生活状況、水道の復旧状況等を考慮して全損と評価し、平成10年の購入時価格（造成費用として申立人らが支払った額を含む。）を土地の事故前価値として、財物損害が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下、申立人兩名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

ア 別紙物件目録記載1、2の土地に係る財物損害

イ 別紙物件目録記載3の建物に係る財物損害

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、1項記載の各損害項目についての和解金として、合計金4124万2971円の支払義務があることを認める。

内訳

ア 別紙物件目録記載1、2の土地に係る財物損害 金1260万円

イ 別紙物件目録記載3の建物に係る財物損害 金2864万2971

円

3 既払金の清算

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成25年10月30日付和解契約書（一部）に基づき、1項アのうち別紙物件目録記載1の土地に係る財物損害及び1項イ記載の損害項目についての一部和解金として、金2728万8156円を支払済みであることを確認する。

この既払金2728万8156円について、前項の和解金合計金4124万2971円と清算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 確認条項

申立人ら及び被申立人は、本和解契約書1項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月5日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 鈴江辰男）